

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
5	1	<p>1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許法第67条第2項の延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。</p>	<p>1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。</p>
10	1	<p>1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権に係るものについては「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように特許の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許法第67条第2項の延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。</p>	<p>1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように再審の番号を、特許権に係るものについては「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように特許の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。</p>
55の 2		<p>様式第55の2（第38条の14の3関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>特許法第67条第2項の延長登録願</u></p> <p style="text-align: center;">(平成 年 月 日)</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">特 許 印 紙</div> <p style="margin-left: 100px;">(円)</p>	<p>(新設)</p>

特許庁長官 殿

1 特許番号

2 特許出願の番号及び年月日

出願番号

出願日

3 出願審査の請求があつた年月日

4 延長を求める期間

5 延長登録出願人

住所（居所）

氏名（名称） ⑩

（国籍）

6 代理人

住所（居所）

氏名（名称） ⑩

7 添付書類の目録

（延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面 1通）

（ 通）

〔備考〕

- 1 1 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各々3cmをとる。
- 2 2 「特許出願の番号及び年月日」の欄の「出願番号」には「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」、「出願日」には「平成何年何月何日」のように延長登録の出願があつた特許権に係る特許出願の番号及び年月日を記載する。
- 3 3 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 4 4 「延長を求める期間」の欄には、「何年何月何日」のように記載する。
- 5 5 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 代理人

」の欄の次に「7 国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「○
／○」のように記載する。

6 6 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が「
住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは「(国籍)」の欄は
設けるには及ばない。

7 7 第38条の14の4第2項の規定により特許法第67条の2第2項の書面の添
付を省略するときは、「6 代理人」の欄の次に「7 延長を求める期間
の算定の根拠」の欄を設けて、第38条の14の4第1項第3号から第8号ま
でに掲げる事項を記載する。この場合において、「(延長を求める期間の
算定の根拠を記載した書面 1通)」の欄は設けるには及
ばない。

8 8 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16
まで、様式第5の備考3並びに様式第10の備考6と同様とする。

56

様式第56 (第38条の15関係)

特許法第67条第4項の延長登録願

特許
印紙

(平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 延長を求める期間
- 3 特許法第67条第4項の政令で定める処分を受けた日
- 4 延長登録出願人
住所(居所)
氏名(名称) ㊞
(国籍)
- 5 代理人
住所(居所)
氏名(名称) ㊞
- 6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容

様式第56 (第38条の15関係)

特許権存続期間延長登録願

特許
印紙

(平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 延長を求める期間
- 3 特許法第67条第2項の政令で定める処分を受けた日
- 4 延長登録出願人
住所(居所)
氏名(名称) ㊞
(国籍)
- 5 代理人
住所(居所)
氏名(名称) ㊞
- 6 特許法第67条第2項の政令で定める処分の内容

7 添付書類の目録

- (1) 延長の理由を記載した資料 1通
(2) () 通)

[備考]

(削る)

(削る)

- 1 1 (略)
- 2 2 「特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認」のように特許法第67条第4項の延長登録の理由となる処分、承認番号等の処分を特定する番号及び処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、その物及びその物について特定された用途）を記載する。
- 3 3 同時に2以上の特許法第67条第4項の延長登録の出願をするときは、その特許法第67条第4項の延長登録願に、「特許法第67条第4項の延長登録願(1)」、「特許法第67条第4項の延長登録願(2)」のように番号を付けて区別する。
- 4 4 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 5 5 特許法第67条の6第1項の規定による書面を提出しているときは、「7 特許法第67条の6第1項の規定による書面の提出日」の欄を設けて、当該書面の提出日を記載する。
(削る)

7 添付書類の目録

- (1) 延長の理由を記載した資料 1通
(2) () 通)

[備考]

- 1 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各々3cmをとる。
- 2 「氏名(名称)」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 3 (略)
- 4 「特許法第67条第2項の政令で定める処分の内容」の欄には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認」のように特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分、承認番号等の処分を特定する番号及び処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、その物及びその物について特定された用途）を記載する。
- 5 同時に2以上の特許権の存続期間の延長登録の出願をするときは、その特許権存続期間延長登録願に、「特許権存続期間延長登録願(1)」、「特許権存続期間延長登録願(2)」のように番号を付けて区別する。
- 6 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 特許法第67条第2項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 7 特許法第67条の2の2第1項の規定による書面を提出しているときは、「7 特許法第67条の2の2第1項の規定による書面の提出日」の欄を設けて、当該書面の提出日を記載する。
- 8 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が「

	6	<p><u>6</u> その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、<u>様式第10の備考6並びに様式第55の2の備考1、3及び6</u>と同様とする。</p>
56の2	<p>様式第56の2（<u>第38条の16の2</u>関係） <u>特許法第67条の6第1項</u>の規定による書面 （平成 年 月 日）</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>1 特許番号</p> <p>2 <u>特許法第67条第4項</u>の延長登録の出願をしようとする者 住所（居所） 氏名（名称） ㊞</p> <p>3 代理人 住所（居所） 氏名（名称） ㊞</p> <p>4 <u>特許法第67条第4項</u>の政令で定める処分の内容</p> <p>5 添付書類の目録 〔備考〕</p> <p>1 「<u>特許法第67条第4項</u>の政令で定める処分の内容」の欄には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認」のように、<u>特許法第67条第4項</u>の延長登録の理由となる処分を記載する。</p>	<p><u>住所（居所）</u>」の欄に記載した国と同一であるときは「（国籍）」の欄は設けるには及ばない。</p> <p><u>9</u> その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3<u>並びに様式第10の備考6</u>と同様とする。</p> <p>様式第56の2（<u>第38条の15の2</u>関係） <u>特許法第67条の2の2第1項</u>の規定による書面 （平成 年 月 日）</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>1 特許番号</p> <p>2 <u>特許権の存続期間</u>の延長登録の出願をしようとする者 住所（居所） 氏名（名称） ㊞</p> <p>3 代理人 住所（居所） 氏名（名称） ㊞</p> <p>4 <u>特許法第67条第2項</u>の政令で定める処分の内容</p> <p>5 添付書類の目録 〔備考〕</p> <p>1 「<u>特許法第67条第2項</u>の政令で定める処分の内容」の欄には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認」のように、<u>特許権の存続期間</u>の延長登録の理由となる処分を記載する。</p>
57	3	3
58	4	4

59	2	2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第55の2の備考3及び6</u> 、様式第57の備考2並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。	2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第56の備考2及び8</u> 、様式第57の備考2並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。
60	3	3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第55の2の備考3及び6</u> 並びに様式第57の備考2と同様とする。	3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第56の備考2及び8</u> 並びに様式第57の備考2と同様とする。
61の 2	8	8 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第55の2の備考6</u> 並びに様式第57の備考2と同様とする。	8 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第56の備考8</u> 並びに様式第57の備考2と同様とする。
61の 4	4	4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第55の2の備考6</u> 、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第61の3の備考1と同様とする。	4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第56の備考8</u> 、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第61の3の備考1と同様とする。
62	3	3 「 <u>審判事件の表示</u> 」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」、「 <u>特許法第何条の規定による特許第〇〇〇〇〇〇〇号延長登録無効審判事件</u> 」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号訂正審判事件」のように記載する。	3 「 <u>審判事件の表示</u> 」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」、「 <u>特許第〇〇〇〇〇〇〇号延長登録無効審判事件</u> 」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号訂正審判事件」のように記載する。
	9	9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第55の2の備考6</u> 、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3、4、6及び7と同様とする。	9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、 <u>様式第56の備考8</u> 、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3、4、6及び7と同様とする。
63の 2	5	5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第55の2の備考6</u> 、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4と同様とする。	5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第56の備考8</u> 、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4と同様とする。
65	3	3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第55の2の備考6</u> 、様式第57の備考2、様式第61の2の備考3及び4並びに様式第63の3の備考1と同様	3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、 <u>様式第56の備考8</u> 、様式第57の備考2、様式第61の2の備考3及び4並びに様式第63の3の備考1と同様とす

65の 5の 2	備考	<p>とする。</p> <p>様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、<u>様式第55の2の備考6</u>、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第63の2の備考1と同様とする。</p>	<p>る。</p> <p>様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、<u>様式第56の備考8</u>、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第63の2の備考1と同様とする。</p>
66	5	<p>5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、<u>様式第55の2の備考6</u>、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3及び4と同様とする。</p>	<p>5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、<u>様式第56の備考8</u>、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3及び4と同様とする。</p>

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
6	8	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</p> <p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">包 括 委 任 状</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (弁理士) 〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更</p>	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</p> <p>(文例)</p> <p style="text-align: center;">包 括 委 任 状</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (弁理士) 〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更</p>

- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
- 1 すべての国際出願に関する一切の件

住所（居所）

氏名（名称）



- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
- 1 すべての国際出願に関する一切の件

住所（居所）

氏名（名称）

